

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号 : 道維(委)第3号 工期 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度 : 令和 7 年度 単価世代 : 令和07年03月01日 公共 事業名 : 道路維持修繕事業 諸経費率 : 公共 令和06年10月01日 工事名 : 路側除草業務委託（単価契約）1工区 設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所 工事場所 : 久留米市 小森野町外 地内					
設 計 の 概 要	(当初設計) 別紙単価表のとおり				

令和7年度

路側除草業務委託(単価契約)1工区

工 種	規 格	単位	基 礎 単 価	委 託 価 格	委託請負価格	消費税	契約単価
機械除草	肩掛式 飛び石防護有り	100㎡					
刈草集積・積込運搬		100㎡					
刈草処分	宮ノ陣クリーンセンター 0.4kg/㎡	100㎡					
交通誘導員		人日					
伐竹		100㎡					
伐竹集積・積込運搬		100㎡					
伐竹処分	宮ノ陣クリーンセンター 1.2kg/㎡	100㎡					
小車運搬	L=60m以下 刈草等	㎡					
除草剤散布 手動噴霧器 非選択葉茎処理	100倍液 0.1ℓ/㎡	100㎡					
合 計							

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税額の取扱いについて

1. 入札は、各工種における委託価格の合計額にて行い、その請負率を各工

種の委託価格に乗じた金額を委託請負価格とする。

委託価格は予定数量を考慮した価格である。なお、予定数量については、仕様書に

記載された数量を目安とするが、当該年度の要望数等により増減する事がある。

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格} \times 1.10$$

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

2. 各工種委託請負価格の計算過程に於いて整数止めとするため、契約単価の合計金額

と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額とはあわない場合があるので

その場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価

とする。

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号：道維(委)第3号 工期：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで 会計年度：令和7年度 単価世代：令和07年03月01日 公共 事業名：道路維持修繕事業 諸経費率：公共 令和06年10月01日 工事名：路側除草業務委託（単価契約）1工区 設計部課名：都市建設部公園土木管理事務所 工事場所：久留米市 小森野町外 地内					
設 計 の 概 要	（当初設計）				
	機械除草（肩掛式）		一式		
	刈草集積・積込運搬		一式		
	刈草処分		一式		
	交通誘導員		一式		
	伐竹		一式		
	伐竹集積・積込運搬		一式		
	伐竹処分		一式		
	小車運搬		一式		
	除草剤散布 手動噴霧器 非選択茎葉処理		一式		

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
道路維持工事	1	式				
機械除草（肩掛式） 飛び石防護有り	431.88	100m2			単 1 号	
刈草集積・積込運搬	431.88	100m2			単 2 号	
刈草処分 宮ノ陣クリーンセンター 0.4kg/m2	431.88	100m2			単 3 号	
交通誘導員	24	人日			単 4 号	
伐竹	1	100m2			単 5 号	
伐竹集積・積込運搬	1	100m2			単 6 号	
伐竹処分 宮ノ陣クリーンセンター 1.2Kg/m2	1	100m2			単 7 号	
小車運搬 L=60m以下 刈草等	1	m3			単 8 号	
除草剤散布 手動噴霧器 非選択茎葉処理 100倍液 0.1ℓ/m2	1	100m2			単 9 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

路 側 除 草 業 務 仕 様 書

- 1 この仕様書は、久留米市長が管理する市道（以下「道路」という。）の除草業務について必要な事項を示すものである。

除草に関しては、「福岡県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」その他監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。

また、作業により発生する刈草の処理にあたっては、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」を遵守し、「一般廃棄物」として適切な処理を行わなければならない。

- 2 設計図書並びに本仕様書中、設計書における数量は各工種の単位当たり単価を決定するための設計数量である。

また、仕様書に添付している位置図は、予定箇所であり、増減することがある。

- 3 受注者は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を1名選任した上で、各業務現場には現場責任者1名（腕章着用）を常駐させなければならない。

- 4 除草箇所や範囲、回数、工期等については、「指令書」により指示する。

指令書の数量は100㎡単位であり、計算過程において小数第2位までとし、その合計指令数量は、小数第1位まで(10㎡まで)とする。

- 5 受注者は各指令書の緊急性を考慮し、監督職員の指示に従い、速やかに履行し遅延しないことを原則とするが、やむを得ず、遅延する見込みが判明した場合は、速やかに監督職員にその理由と今後の対応について報告し、その指示に従うこと。また、指令書の内容について疑義が生じた場合にも、速やかに監督職員と協議を行うものとする。

- 6 作業について

(1) 受注者は着手前に「施工体制台帳」「施工体系図」「緊急時の体制・連絡系統図」に関する書類を提出しなければならない。

(2) 受注者は、作業にあたって事前に計画工程表を監督職員に提出し、作業に着手すること。

(3) 受注者は、補助刈り等を含め刈り残しがないように草刈をしなければならない。

(4) 受注者は、除草作業中第三者及び道路・河川の施設物等に損害を与えた場合、又は、陥没や洗掘など異常を確認した際は、直ちに発注者に報告しなければならない。伐竹は、運搬可能な大きさに切断する作業及び清掃を含むものとする。

機械除草は、人力による仕上げ除草及び空き缶等の障害物除去作業及び清掃を含むものとする。

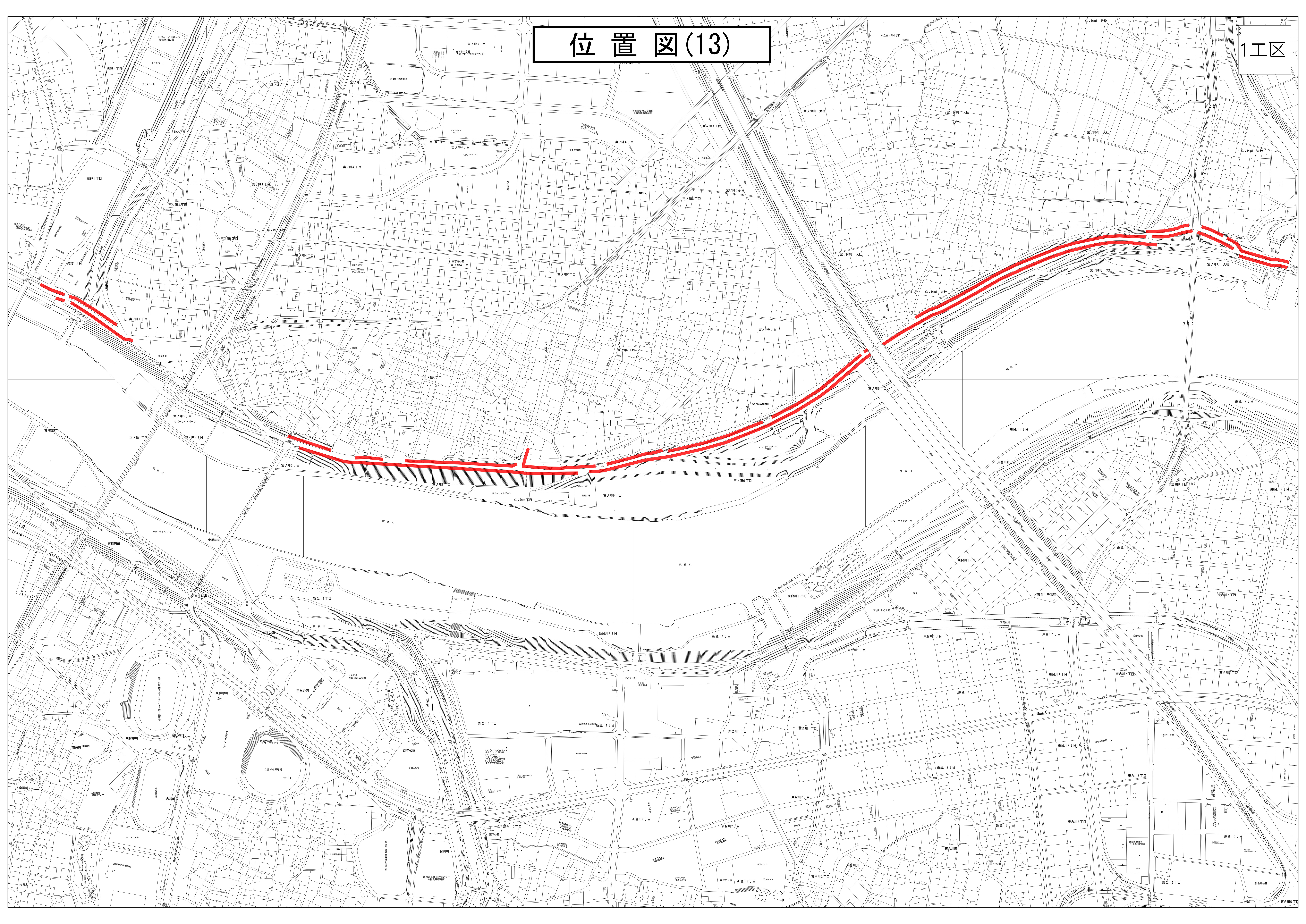
(5) 受注者は、作業により発生する刈草を、宮の陣クリーンセンターおよび、再資源化処理等を行っている処理施設等へ搬出し処分すること。

(6) 除草後の刈草については一般廃棄物であるため、下請負人に運搬を依頼する場合は「一般廃棄物運搬許可」を有するものに依頼しなければならない。ただし、請負者による自社運搬を行う場合はその限りではない。

- (7) 処分の確認については、処分地の受取伝票等搬出を証明するものを、監督職員に提出するものとする。なお、刈草の処分量については $0.4\text{kg}/\text{m}^2$ 、伐竹の処分量については $1.2\text{kg}/\text{m}^2$ とし、乾燥状態により m^2 当り重量は変化するが変更の対象としない。
- (8) 受注者は、除草作業の記録になる業務写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように撮影すること。
また、除草面積が確認できるように出来形図を作成し業務写真と共に提出すること。
- (9) 業務完了後、社内検査で出来形図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。
- 7 本業務は、原則として、交通に与える影響の少ない時間に行うものとする。(9:00~17:00 土日祝は作業なし。) やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。また、現地交通状況により、交通誘導員が必要な場合は監督職員と協議すること。
- 8 交通誘導員を配置する際、契約締結している警備会社より、社員の資格有無が確認できる書類を提出すること。
- 9 受注者は第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務履行に伴い、第三者に与えた損害補償する保険に加入すること。また、監督職員にその写しを提出すること。
- 10 作業中の従業員は統一した黄色のアノラックス又はチョッキ等を着用し、これに反射シートを取付けると共に保安帽を着用すること。
- 11 本単価契約に含まれる工種で規格のみが異なる場合は、別途積算により算出した直接委託費に、原契約の諸経費率及び請負率を乗じた金額を委託請負価格として計上するものとする。
- 12 受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。
- 13 受注者は、業務の下請作業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。
ア 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお、違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
イ 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。
- 14 仕様書に明記されている『工事』は、業務と読み替えるものとする。
- 15 本仕様書に明記されていない事項は、監督職員と協議し、指示に従うこと。

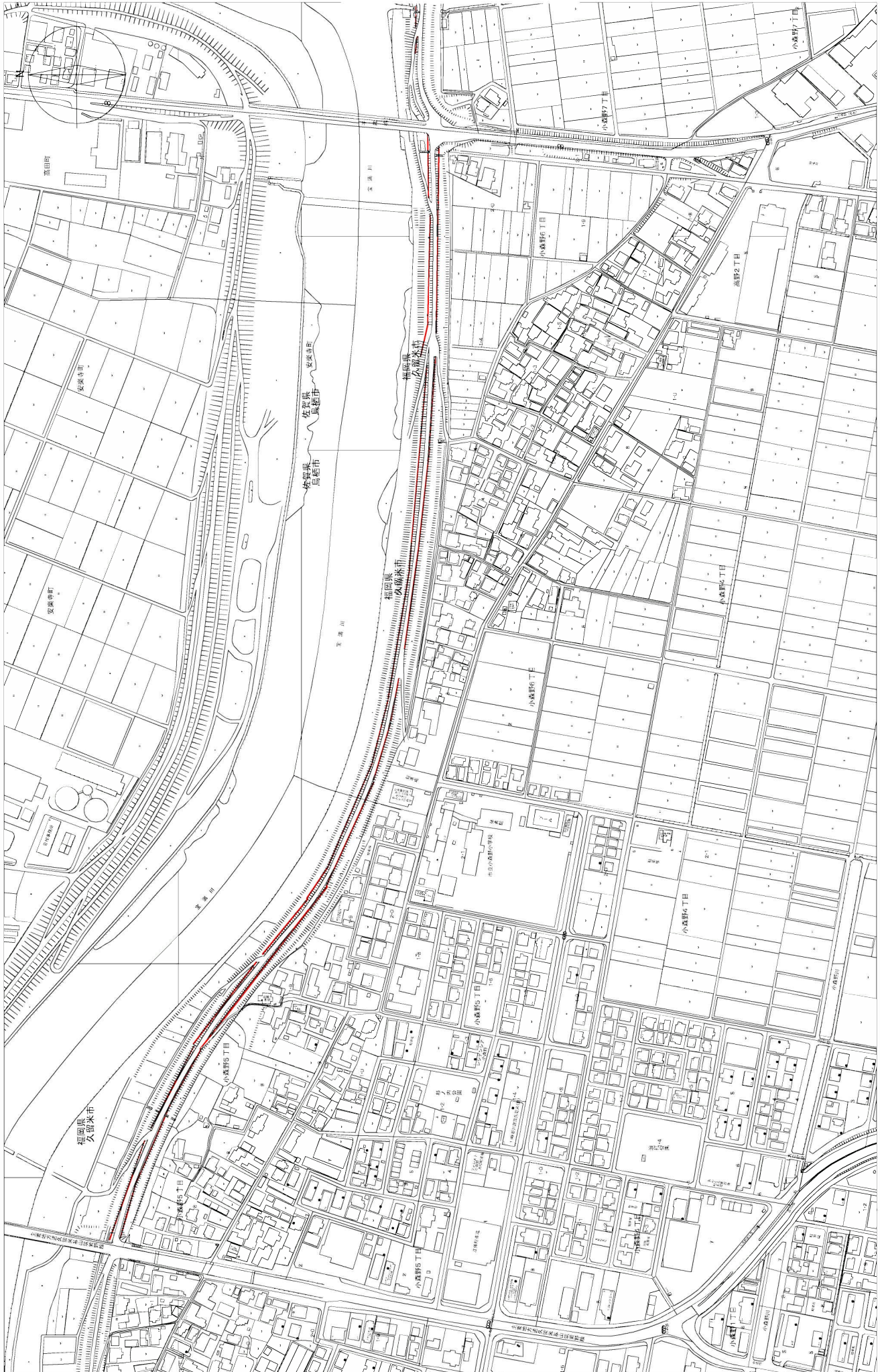
位置図(13)

3
3
1 工 区

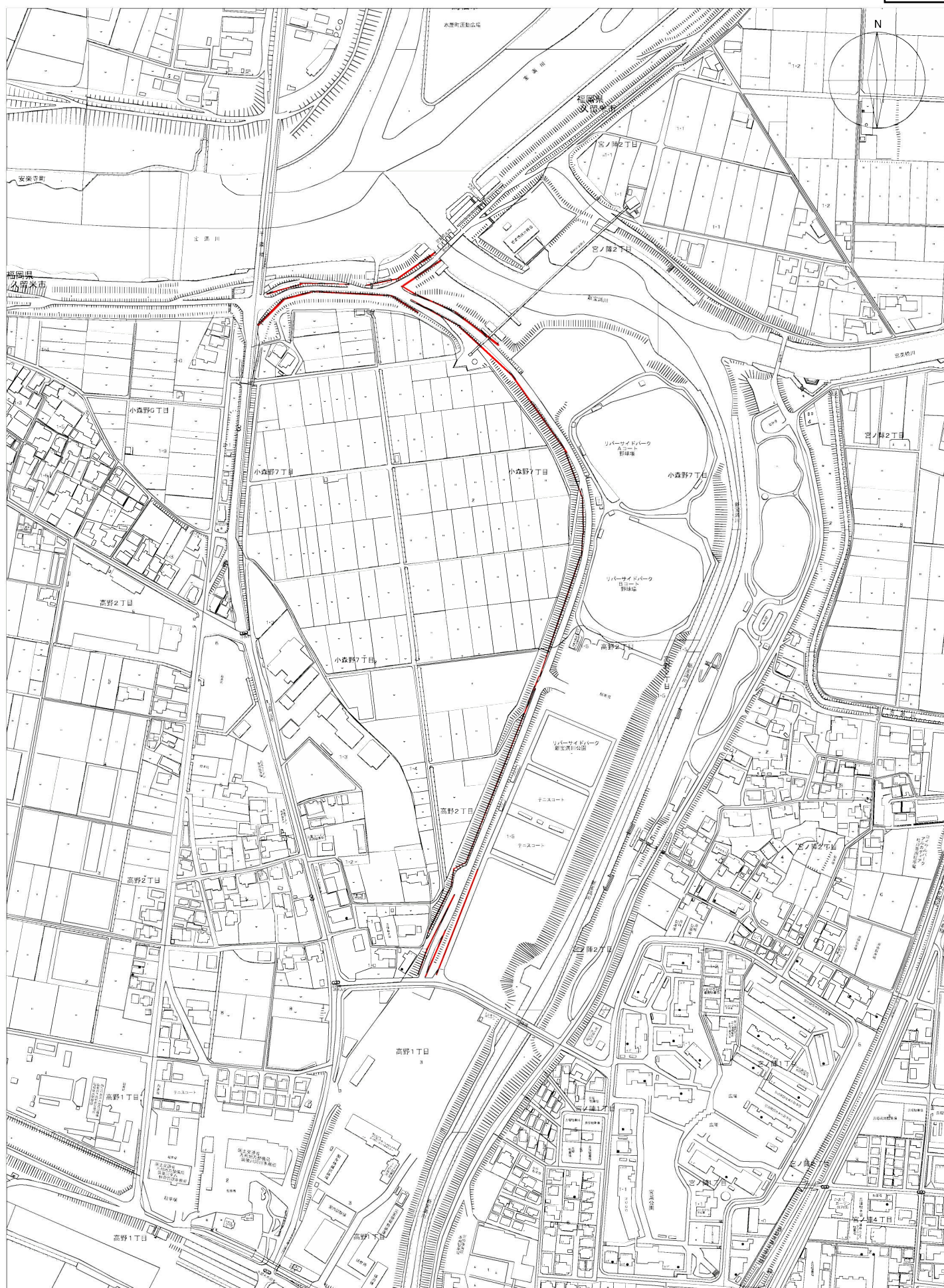


位置図(15)

1工区

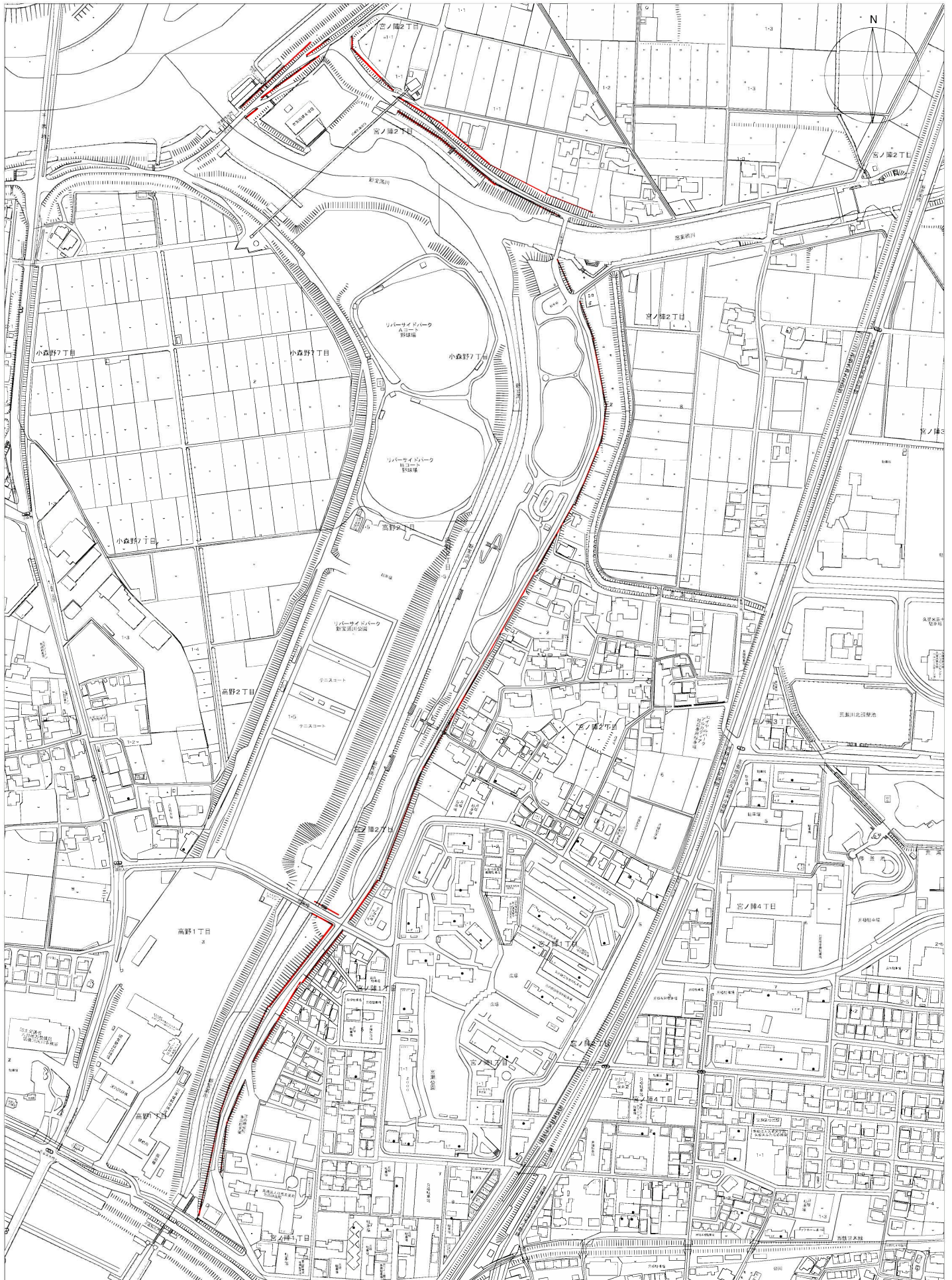


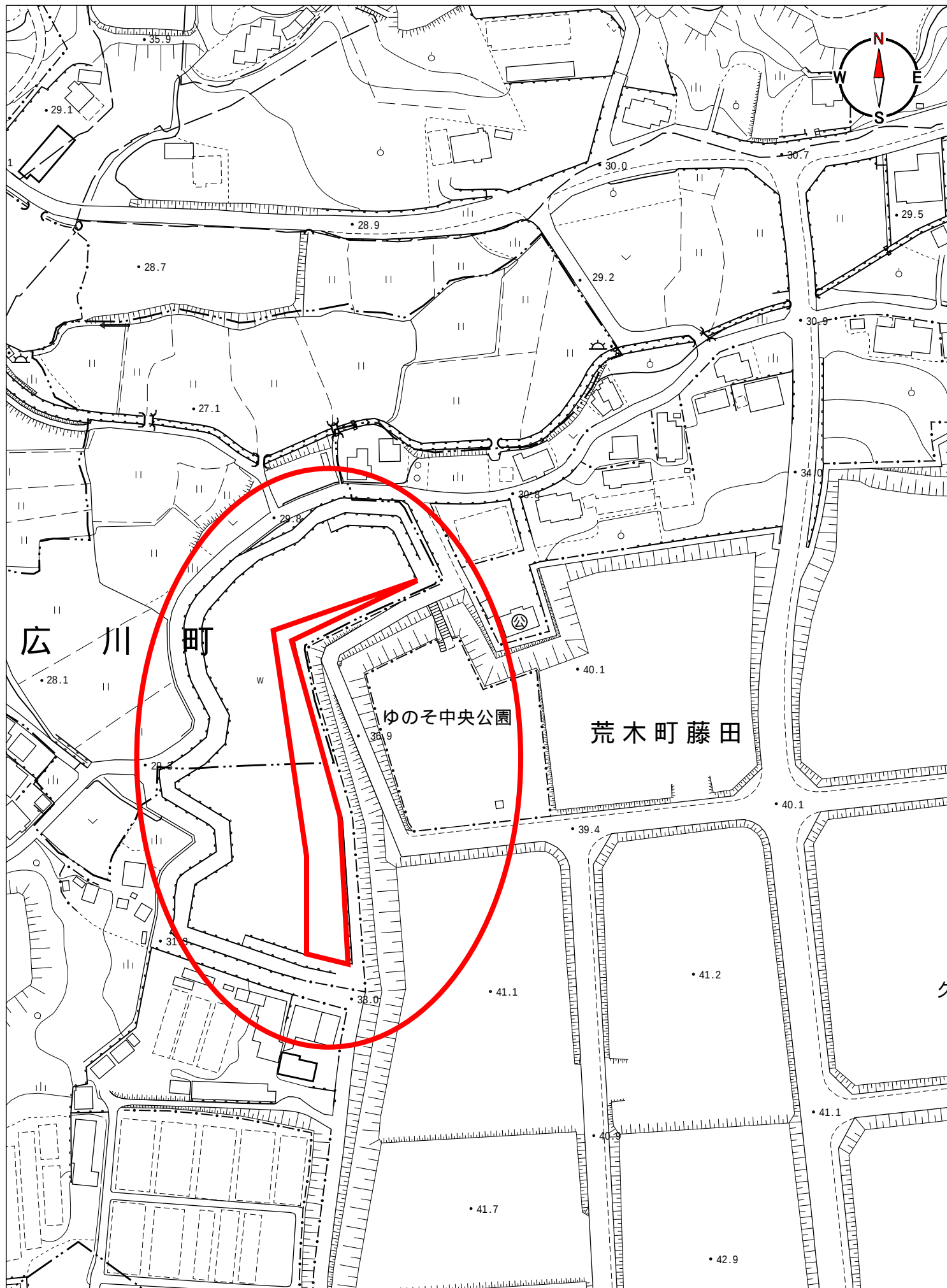
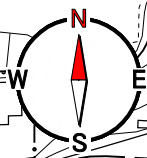
1工区



位置図(17)

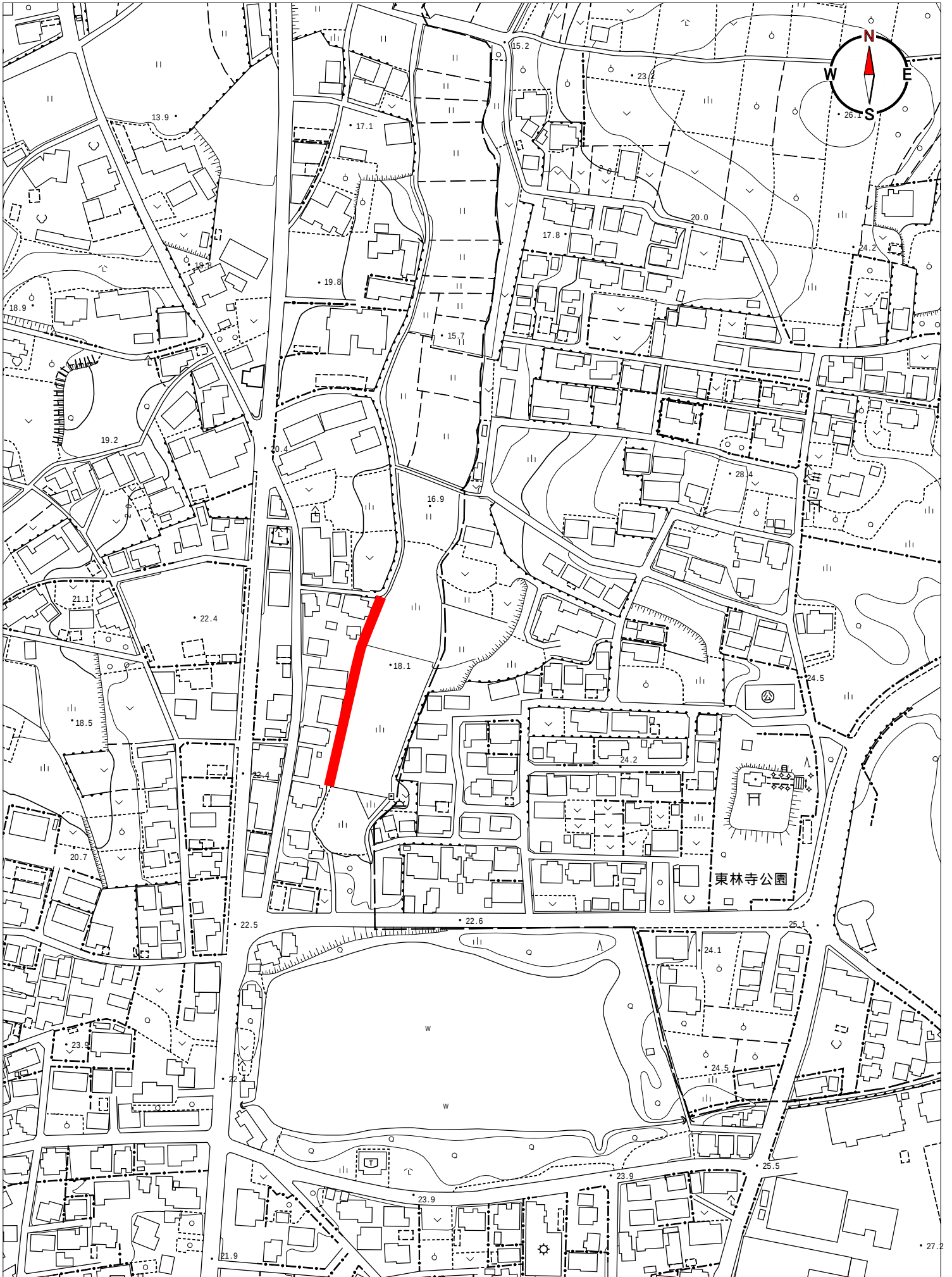
1工区



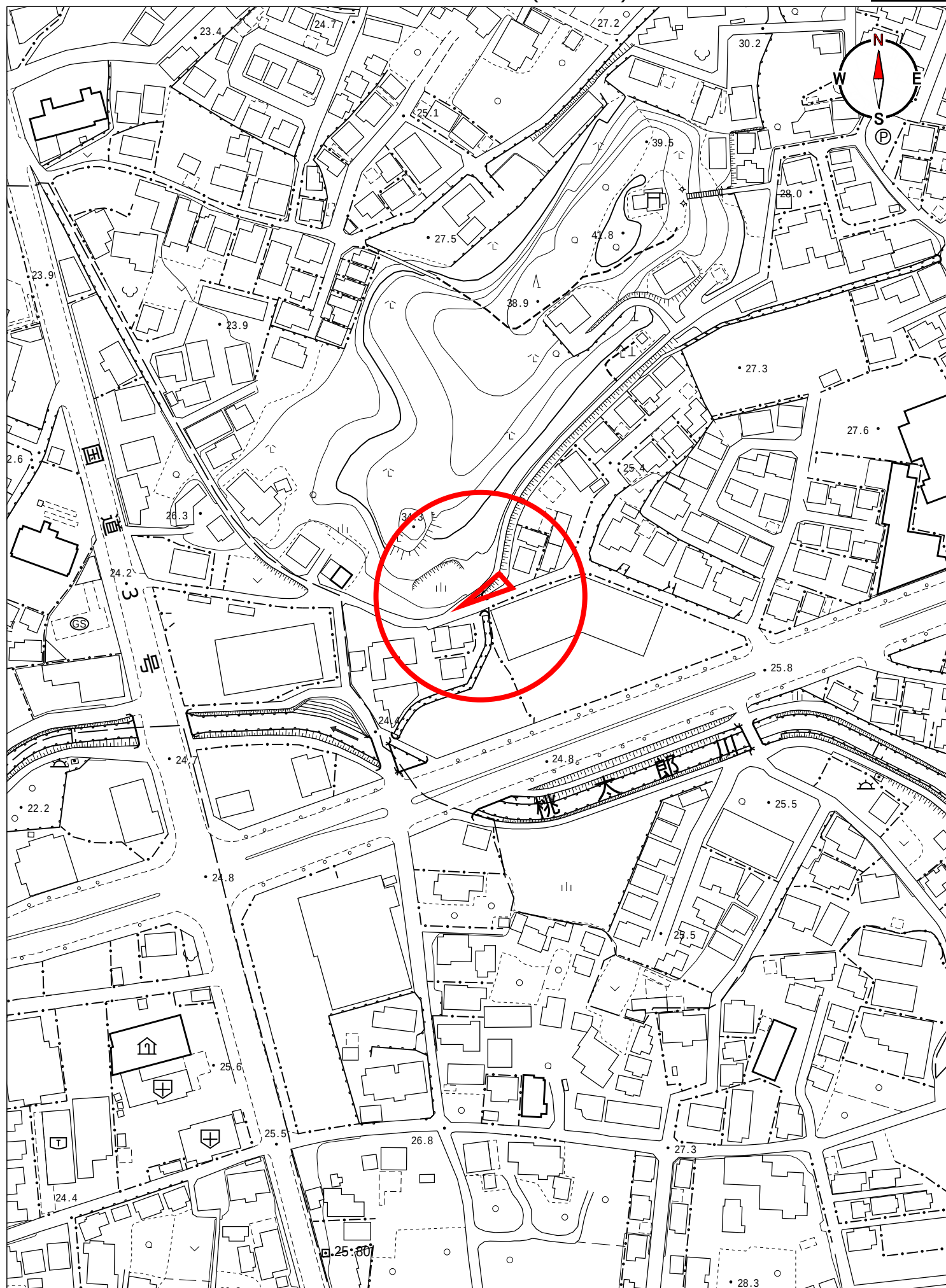


位置図(28)

1工区

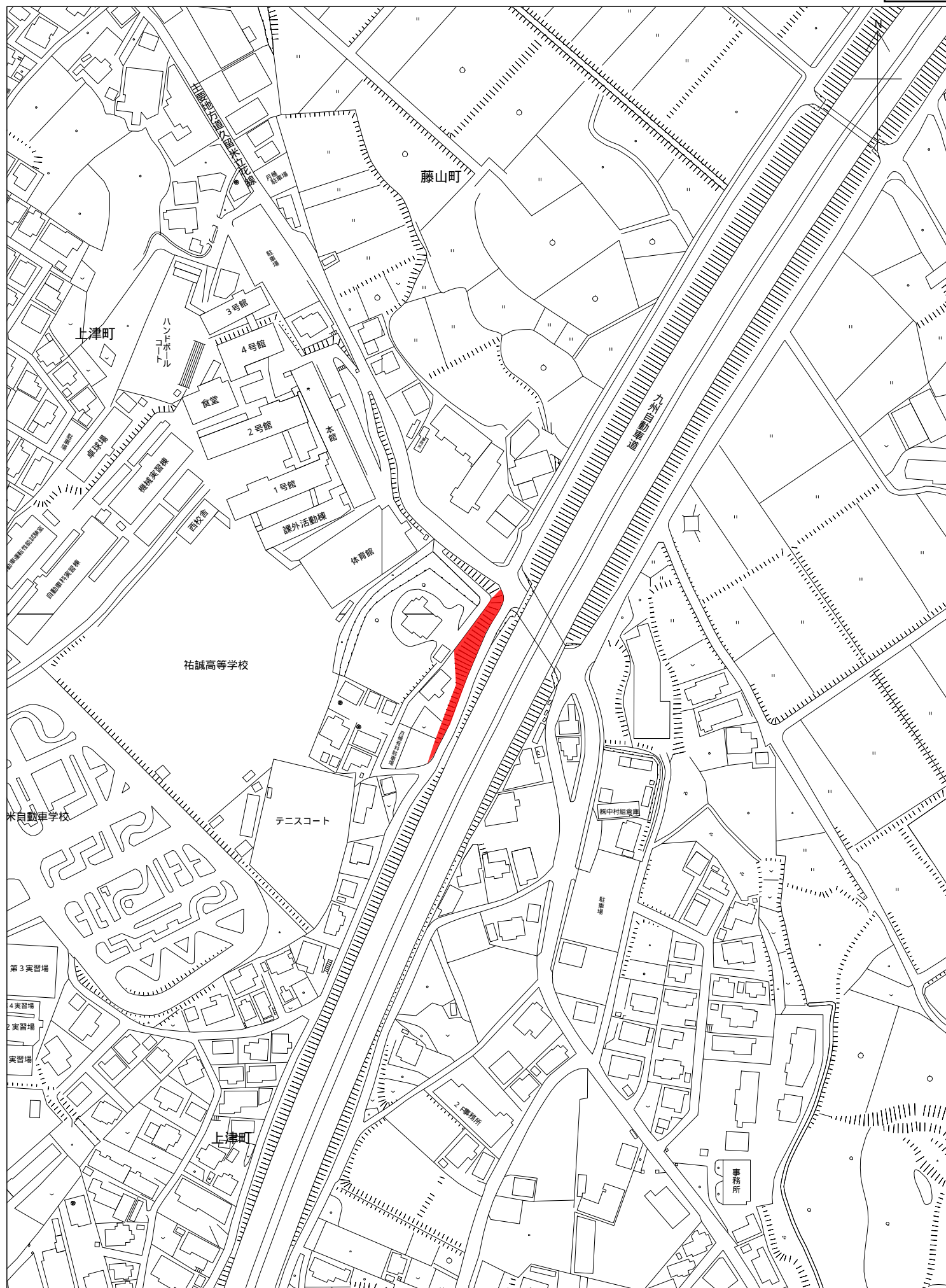


1工区



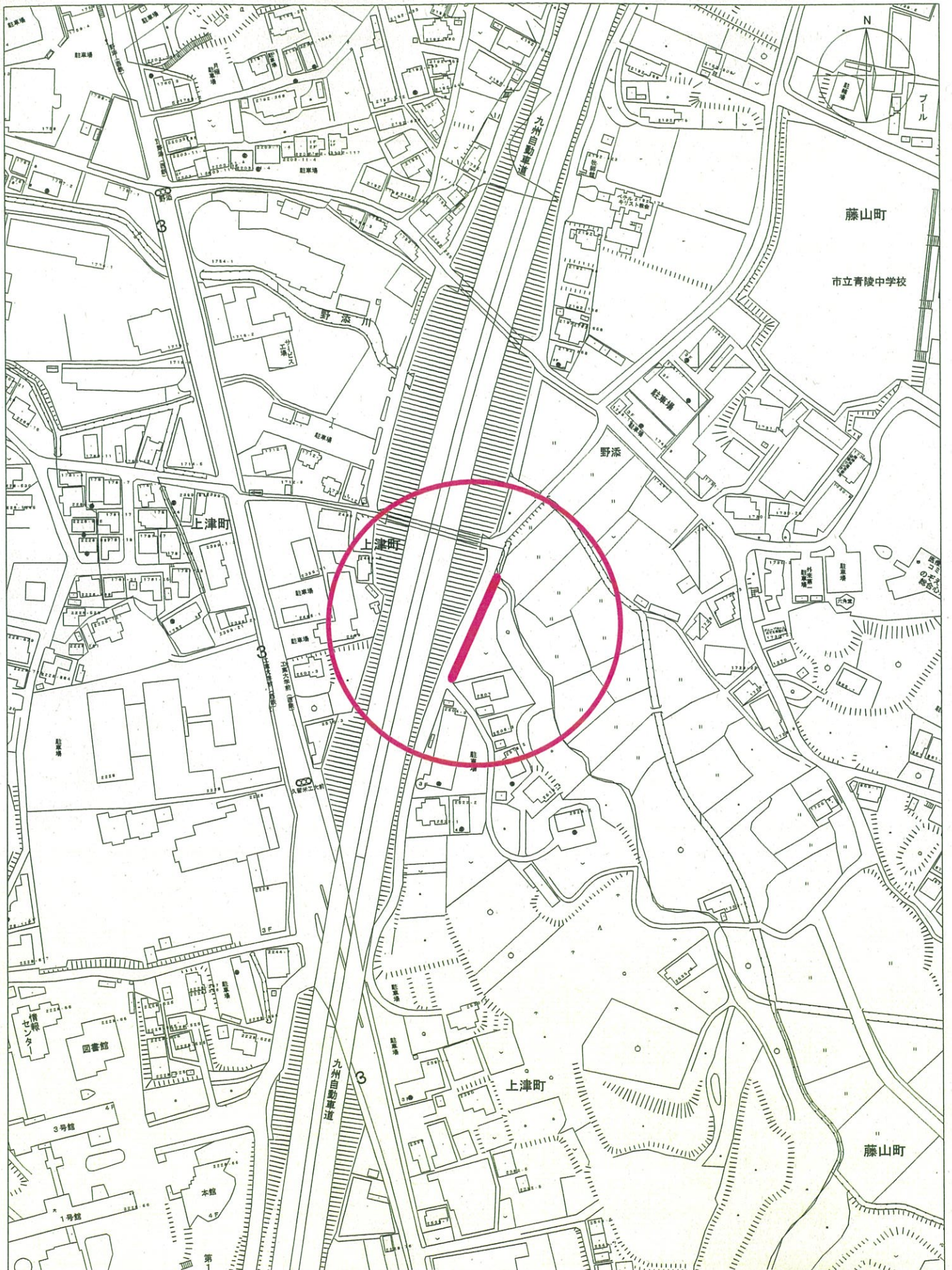
位置図 (30)

1工区



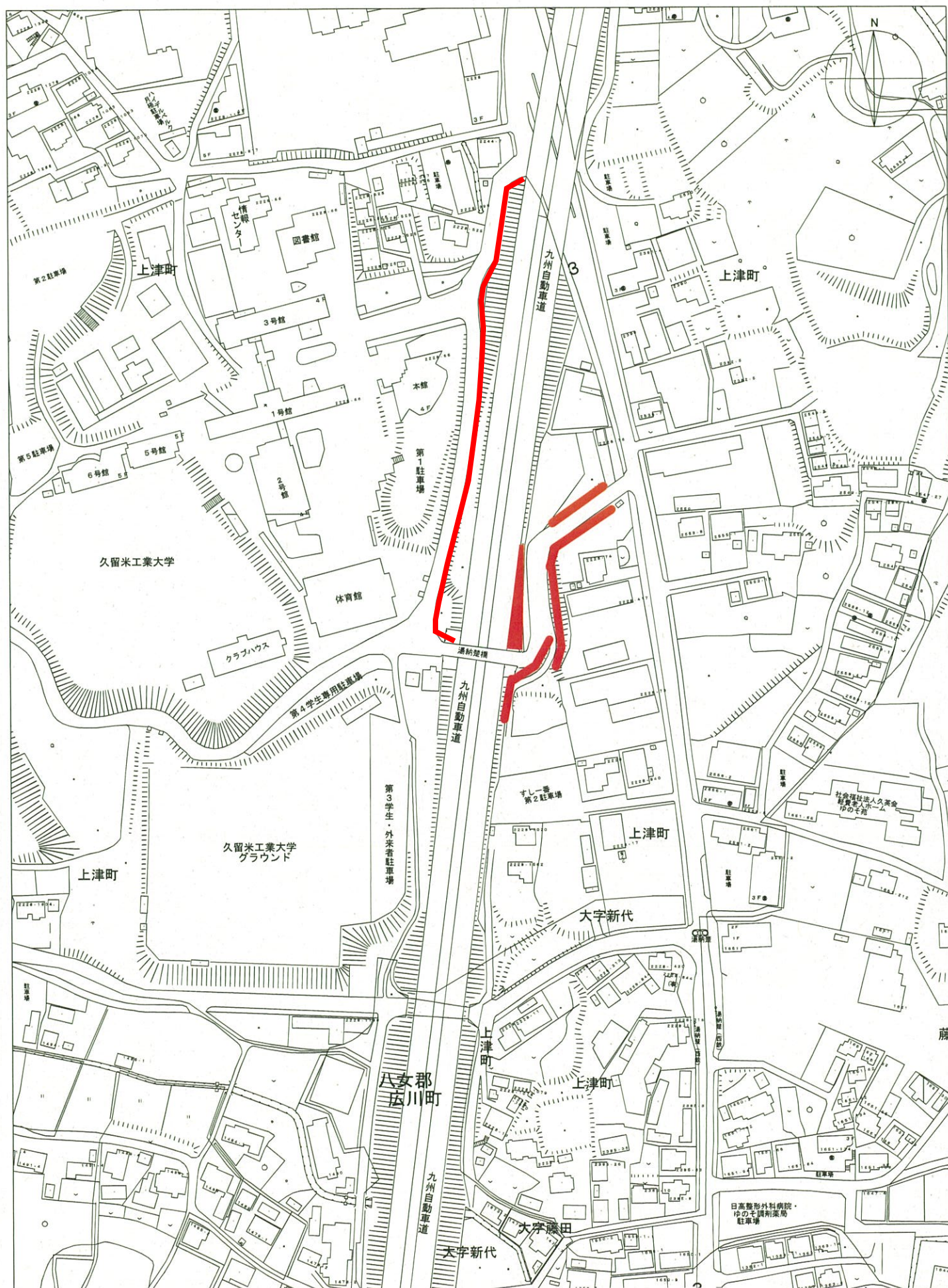
位置図(31)

1工区



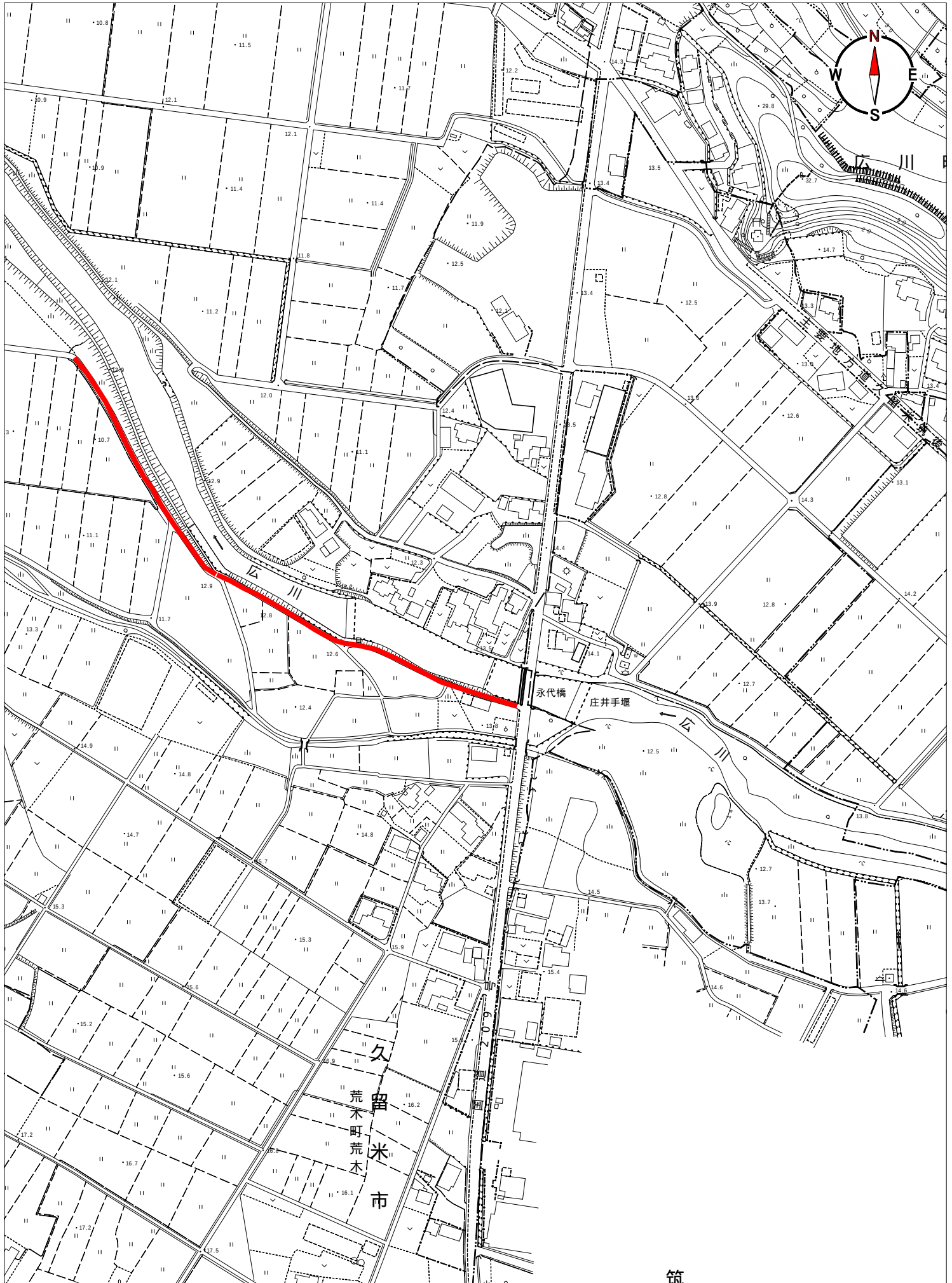
位置図(32)

1工区



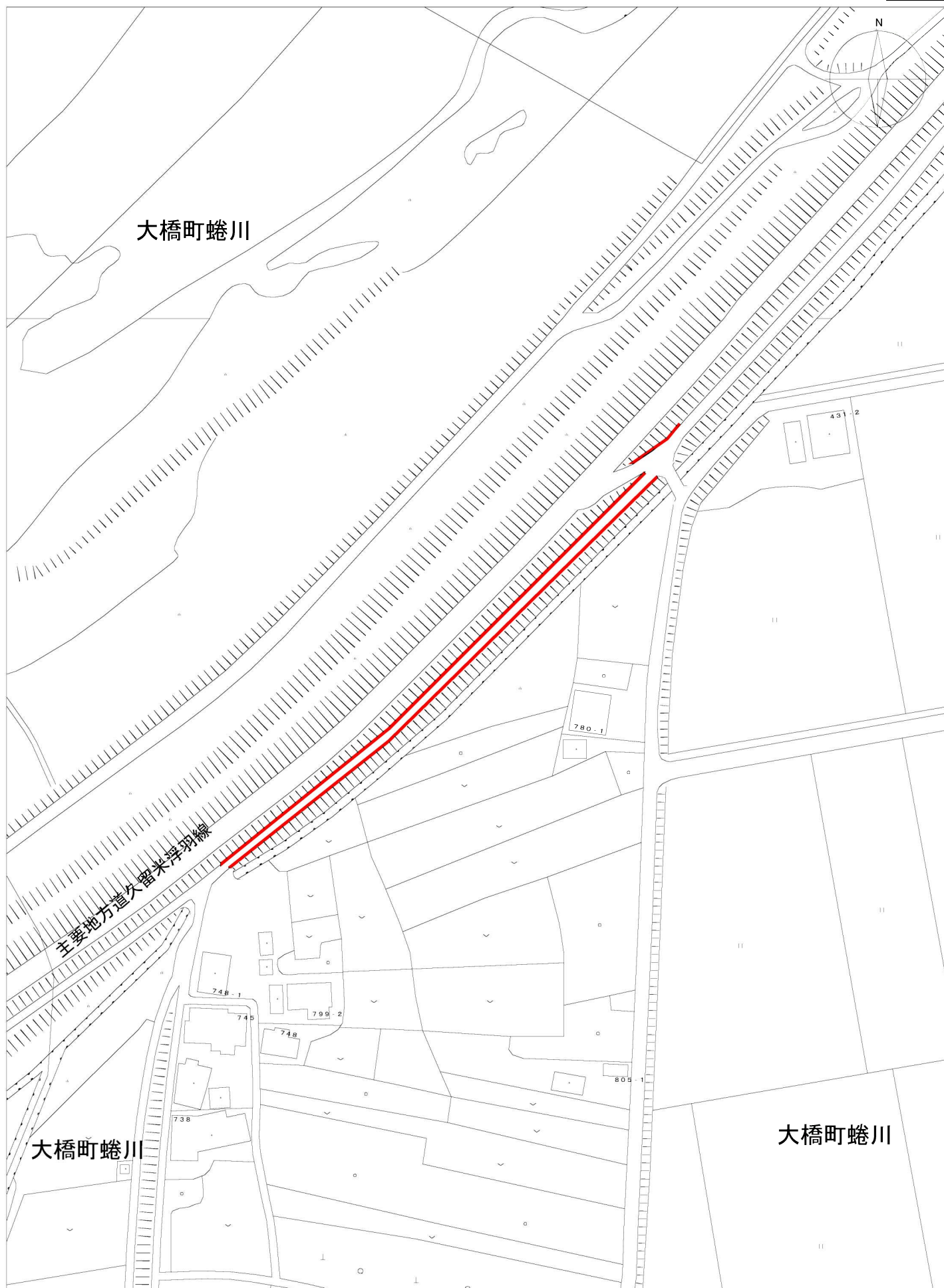
位置図(33)

1工区



位置図(44)

1工区

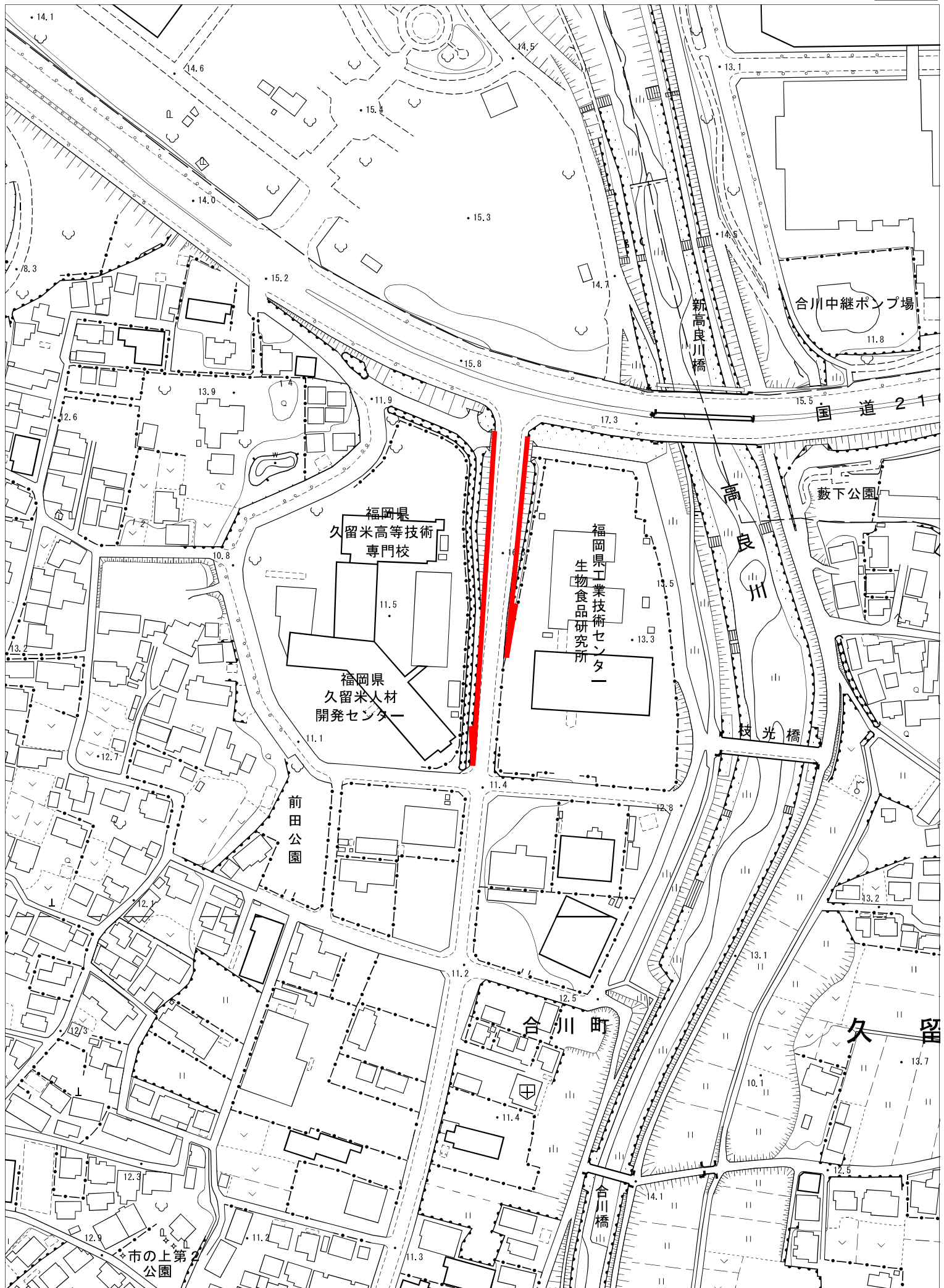


位置図(45)

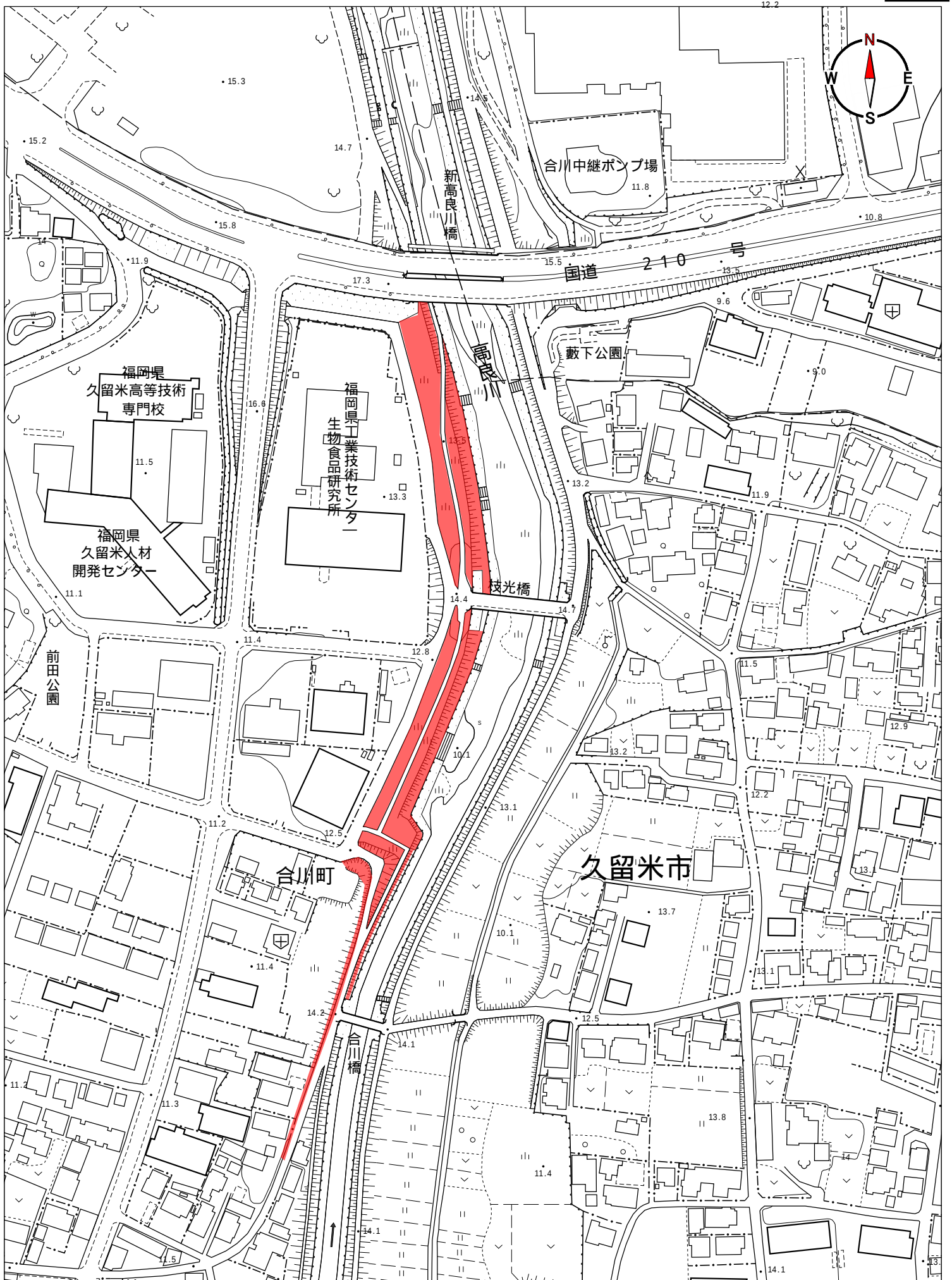
1工区



1工区

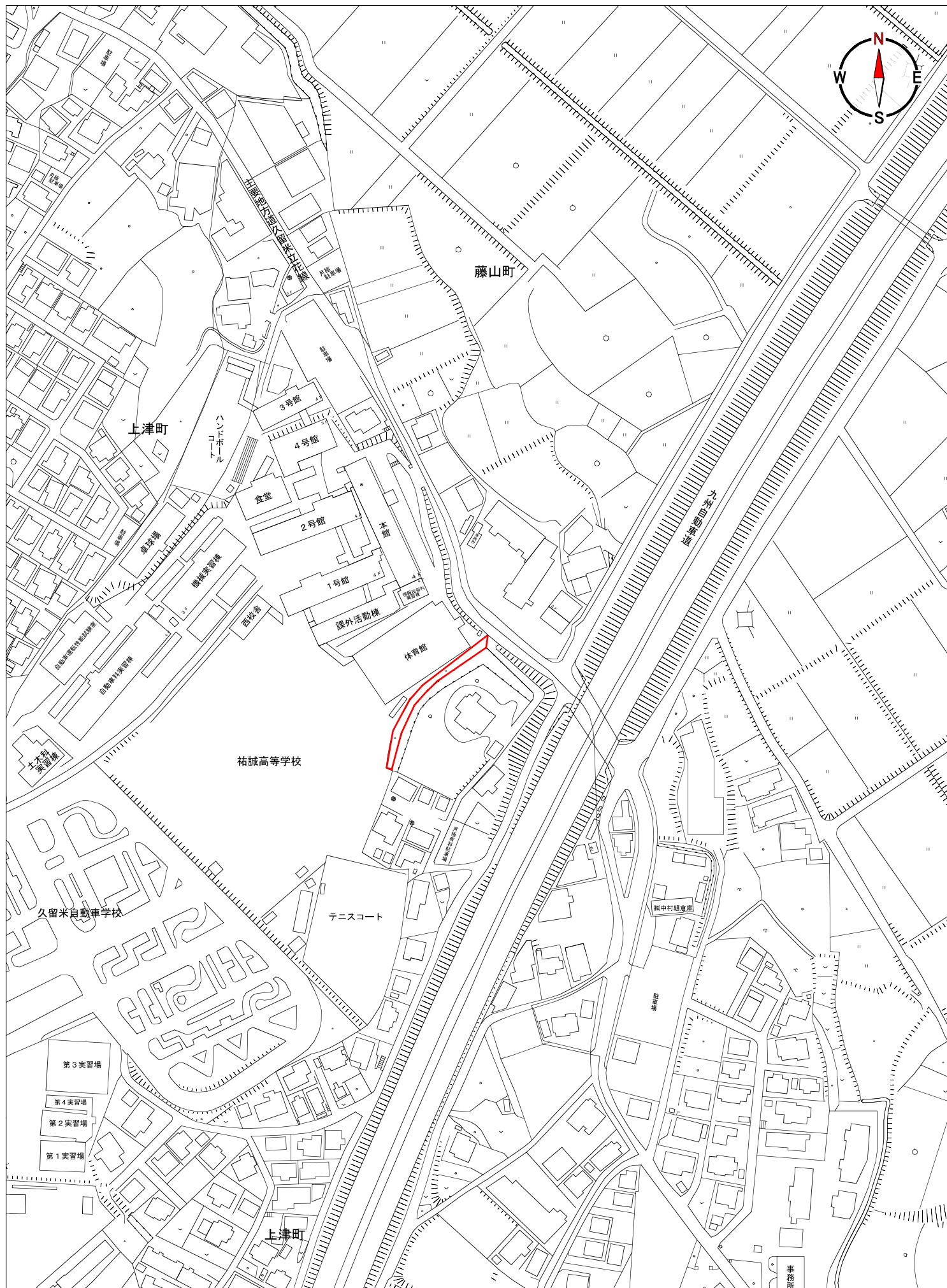


1工区



位置図(79)

1工区



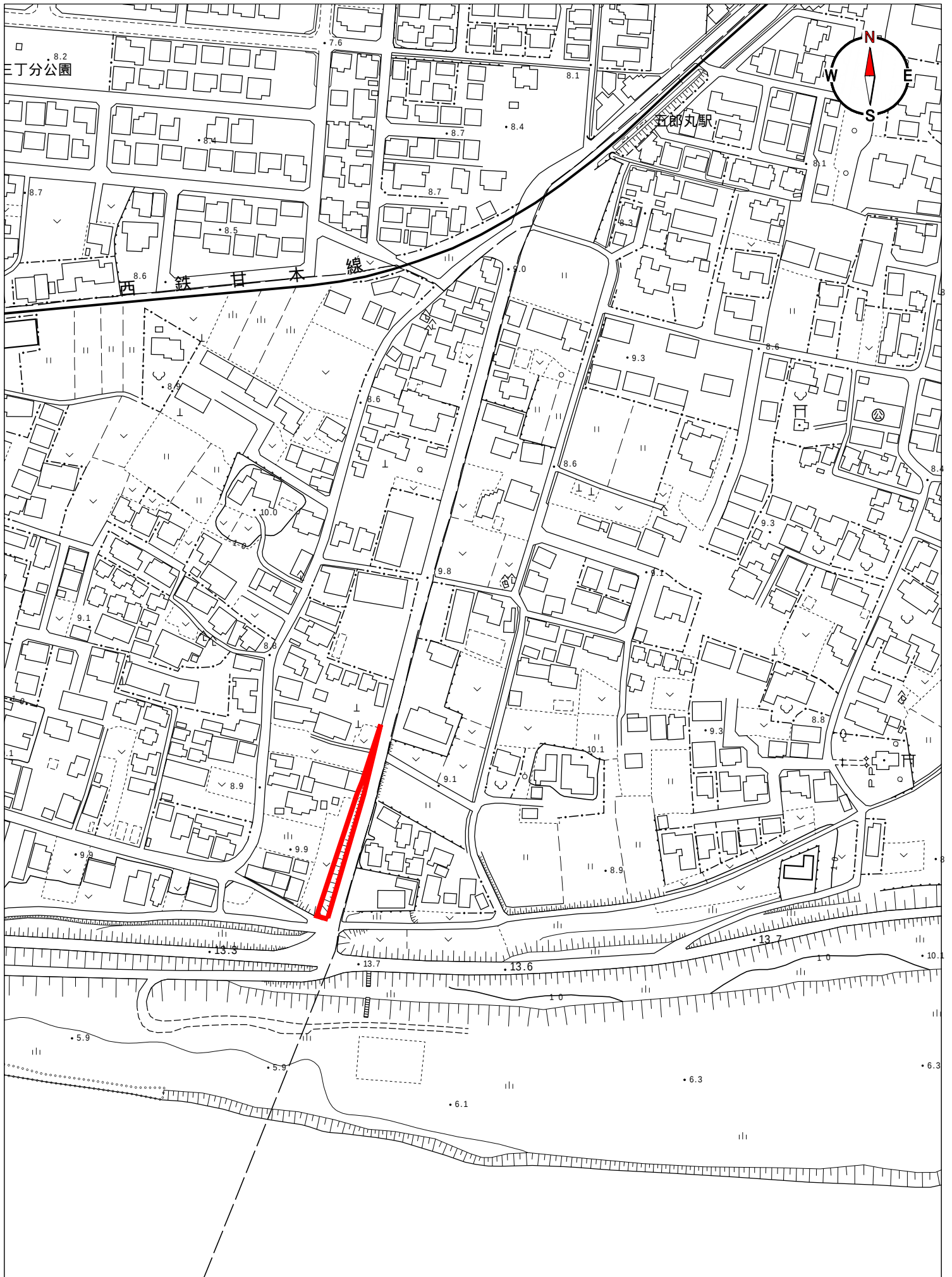
位置図(82)

1工区



位置図 (8 6)

1工区



位置図 (87)

1工区

